２０１５年１１月１８日

寝屋川市長

北　川　法　夫　様

日本共産党寝屋川市会議員団

団　長　　中林　和江

幹事長　　太田　徹

２０１６年度予算編成及び

施策に関する要望書

来年度予算編成は、北川市政がスタートしてはじめての予算編成であります。

北川市長は、市民の声を聴き、市民の暮らしを守る市政を実現するために、「対話」と「行動」の姿勢を貫くとの所信を表明されました。

また、市民の「命を守る」を基本に、「子どもを守る」「「まちを守る」「くらしを守る」施策を推進するとされています。

いま、市民生活の困難が広がっています。

市民から、安全・安心のまちづくり、子育て支援の拡充、医療や介護、高齢者施策の充実と市民負担の軽減、市内の商・工・農業の振興支援などを求める切実な願いがあります。

これらの切実な願いにこたえて、子どもから高齢者、障がいのある人が安心して暮らすことができる施策の実施が求められます。

日本共産党寝屋川市会議員団は、２０１６年度予算編成にあたって、重点要望　３２　項目、国・大阪府への要望　２９　項目、分野別要望　１２７　　　　　項目の要望書を提出します。

**重点要望**

1. 市民の声をきき、市民に信頼される市政運営をすすめること。
2. 「寝屋川市市民憲章」と「非核平和都市宣言」を制定した市にふさわしい平和・非核施策をすすめること。
3. 地震、大雨などの被害を最小限におさえるため、防災事業、浸水対策をしっかりすすめること。公共施設・避難所の耐震化を完了すること。
4. 再生可能エネルギー推進のための計画を積極的に推進すること。
5. 国民健康保険料を引き下げること。
6. 介護保険料を引き下げること。保険料・利用料の減免制度を創設すること。
7. あかつき・ひばり園の療育水準・センター的役割維持・向上に市が責任を持つこと。引き継ぎについては保護者・関係者の意見を聞き、可能な限り市職員を園に残すこと。担当ラインの体制強化、法人の職員確保については市が責任をもつこと。
8. 廃プラ処理施設による健康被害を解消するために、ペットボトル等を除く廃プラの焼却をすすめること。
9. 就学援助制度の所得基準額を引き上げること。校外学習などは実費給付にすること。２０１０年度から国の支給項目に追加されたクラブ活動費、生徒会費、ＰＴＡ会費などを支給項目に追加すること。
10. 市職員の退職補充をきちんとおこなうこと、非正規化はやめること。
11. 市財政の黒字が続く中、基金の積み立ては必要な範囲にとどめ、市民のくらし向上のために有効に活用すること。
12. 中核市への移行については、他市の現状を丁寧に調査し、必要な条件整備などを十分に検討すること。
13. ドクターカーの導入をすすめること。
14. 特定健診は無料化し、診査結果の通知を早めること。精密検査は医師の判断でできるようにすること。
15. 小児救急、産科の設置を関西医大香里病院に求めること。

1. 市独自の中小企業融資制度を創設すること。
2. 住宅リフォーム助成制度・小規模商業施設リフォーム助成制度を創設し、市内中小企業を支援すること。
3. 空き家対策をすすめること。
4. 新たな大型開発は行わないこと。第二京阪沿道の市街化方針を見直し、東部地域の市街化調整区域を保全して、緑や自然の再生、農地の保全をはかること。
5. 「ふるさとリーサム地区まちづくり整備計画」については、新たな特別対策にならないよう、地域住民、市民合意をはかること。梅が丘小学校・第４中学校の廃校を前提にした小中一貫校は設置しないこと。
6. 市営住宅の建て替えについては、特定地域に偏った建て替えはやめること。
7. タウンくるを含め、地域公共交通整備計画の見直しにあたっては、コミュニティバス路線の拡充を進めること。

とりわけ、市内周辺部から市民会館、総合センターなど公共施設をつなぐ公共交通の整備を急ぐこと。

1. 市民が気軽に利用できるスポーツ施設の整備をすすめること。
2. 学校園のプールについては、地域で利用できるような条件整備をすすめること。
3. 多子軽減など、保育・教育の保護者負担の軽減策を実施すること。
4. 認可保育所の新設などをすすめ、待機児を解消すること。
5. 学童保育事業については、指導員の待遇改善、土曜開所、必要な条件整備などを進めること。全児童対策事業との一体化はしないこと。
6. 各校に専任の学校司書を配置すること。
7. 全国学力テストの学校別の結果公表はおこなわないこと。
8. ドリームプランは見直し、すべての学校を均等に支援すること。
9. 中学校給食については、衛生管理上冷やしているおかずをあたたかいものに改善すること。そのために、自校方式、親子方式、食缶方式などの検討をおこなうこと。
10. 男女共同参画審議会の開催数を増やすこと。

**国や大阪府に要望すること**

**（国に対して）**

1. 国民健康保険料の低所得者に対する負担軽減策をさらに拡充すること。
2. 介護保険事業の調整交付金については､事業費の４分の１負担とは別枠にすること。
3. 所得税法５６条の廃止を国に求めること。
4. 正規労働者雇用の拡大、労働者の解雇規制、サービス残業等の規制を国へ求めること。ブラック企業規制法を制定するよう国にもとめること。
5. 農業で生活ができるように、コメなどの価格保障制度の改善、後継者育成を強化し、国の基幹産業として発展させるよう国にもとめること。
6. 再生可能エネルギーの推進を抜本的に進めるよう国にもとめること。
7. 容器リサイクル法については、生産者責任の拡大、プラスチック利用の抑制の法制化を国にもとめること。
8. 多子軽減など子育て世代の経済的負担軽減策の拡大、こども医療費助成制度の創設を国にもとめること。
9. 認知症対応型グループホームの利用者負担軽減の制度化を国にもとめること。
10. 後期高齢者医療制度は廃止し、７５歳以上の高齢者の医療費無料化を国にもとめること。
11. 肝硬変・肝ガン患者に対する医療費助成制度創設を国にもとめること。
12. 手話言語法の制定を国に求めること。
13. 「応益負担」の仕組みを残す「障害者総合支援法」を見直し、障害者権利条約を批准したことをふまえて、障害者を権利の主体とする新たな法律の制定を国にもとめること。
14. 業務上の災害又は通勤災害により、軽度外傷性脳損傷で後遺障害がある労働者が労災の障害年金が受給できるよう、労災認定基準改正を国に求めること。
15. 国に高校・大学・専門学校などの学生への給付制の奨学金制度を求めること。

**（大阪府に対して）**

1. 門真増補幹線、寝屋川北部地下河川、中木田調節池の整備、古川増補幹線の早期着工など、浸水対策事業の推進を大阪府に求めること。
2. 女性差別撤廃・非正規労働者と正規労働者の均等待遇・仕事と子育ての両立支援を進めることを大阪府に求めること。
3. 信号機が必要な箇所に早急に設置すること。府道の歩車道分離の交差点を増やすこと、歩道との段差をなくすこと。
4. 府営住宅の大幅削減はやめ、新設やエレベーター設置を大阪府に求めること。
5. 乳幼児医療助成制度の対象年齢を中学校卒業までに拡充すること。所得制限を撤廃すること。
6. 府立子ども家庭センターの人員配置の拡充、一時保護所、児童養護施設の増設を大阪府に求めること。
7. 小中学校に対する府単独加配教員の復活、高校進学希望者の全員入学、高校授業料の完全無償化、定時制を含む高校統廃合と学区再編の改悪等の抜本的見直しを求めること。
8. 定数に見合う正規教諭の配置を求めること。
9. ３５人学級の拡充、支援学級との二重席（ダブルカウント制）の復活を大阪府に求めること。
10. 「教職員の評価･育成システム」については、「首席」、「指導教諭」などの配置、差別賃金とともに、大阪府に見直しを求めること。
11. 差別意識を主要な課題とする偏った「人権教育基本方針」の撤廃を大阪府に求めること。
12. 国の「全国学力・学習状況調査」と府の「中学生チャレンジテスト」の結果を高校入試の内申書に反映させることは止めるよう大阪府に求めること。
13. 府立寝屋川支援学校をはじめとする北河内の支援学校の過密・過大の解消と施設・設備の充実を引き続き大阪府に求めること｡

1. 寝屋川市の障害児が利用している大阪市立支援学校が大阪府に移管されるが、教育条件が低下しないよう大阪府にもとめること。

**分野別要望項目**

「住民こそ主人公」の原則に立ち

民主的な市政めざして

**（市政運営の基本について）**

1. 情報公開を徹底し、住民参加・住民合意で市政運営をすすめること。
2. 行財政改革の実施にあたっては、これ以上の民営化は行わないこと。
3. 福祉･教育施策のサービスの後退はしないこと。公共料金の値上げは行わないこと。
4. 欠員となっている専門職をはじめ必要な職員採用を行うこと。
5. 新たな指定管理者制度の導入は行わないこと。更新については、使用料、利用料の値上げを行わないこと。営利企業参入を認めないこと。市民や利用者の意見が反映されるしくみをつくること。
6. 窓口業務の民間企業等への委託を見直すこと。市の責任で市民の相談をきちんと受けること。
7. 現行の人事評価制度は、職員の意見をきいて見直すこと。
8. パブリックコメント制度は、形式的にせず、必要な情報の公開、出された意見の尊重、施策への反映など改善を図ること。
9. 各種審議会等を全面的に公開するための条例を検討すること。
10. 市長をはじめとする市特別職と議員を対象として、資産の公開と企業団体献金禁止等を定めた政治倫理条例を検討すること。
11. 東日本大震災被災地への、市として継続的な支援活動をすすめること。
12. 「公共施設等整備・再編計画」改訂版は、現在ある施設を市民のために有効に活用することを基本にして市民合意で見直すこと。
13. 滞納債権の整理業務については、市民生活や人権を守る立場からより丁寧な対応をすること。
14. 市民センターで、福祉業務などの市民相談に積極的に対応できるように体制を確保すること。
15. 京阪本線立体交差事業の工事中における香里市民センターについては、業務に支障がないように対応すること。

**（男女平等などについて）**

1. 審議会や管理職への女性の登用をすすめること。
2. ふらっとねやがわに、ＤＶ被害などに対応する常勤の専門職員を配置すること。
3. ふらっとねやがわの移転については、現行の行事や団体の活動が維持できるように対応すること。
4. 地域協働協議会については、住民全員参加を保障する住民自治のもとにすすめること。交付金の使い方を明確にすること。

開発主義を見直して

防災に強い安全安心のまちに

　**（防災・消防について）**

1. 災害情報を的確につかみ、市民に周知徹底するシステムをつくること。避難施設を設置し、浸水・家屋倒壊等が予想される区域の住民が全員避難できるシステム、要援護者を保護するシステムなどを確立すること。
2. 防災会議の委員に女性を選任すること、看護師・助産師・保健師・ケアマネジャーなどを加えること。
3. 避難所運営への女性の参加を促進し､女性の意見を反映できる仕組みをつくること。
4. 住宅の耐震化を促進するための耐震改修助成事業については、２０１５年度に引き続き、さらなる拡充を検討すること。
5. 被害想定に見合う備蓄品、備蓄施設と備蓄量を確保すること。飲料水の確保をはかるため、耐震性貯水槽の増設をおこなうこと。
6. 感震ブレーカー設置助成制度をつくること。特に高齢者・障害者世帯を急ぐこと。
7. 市内全域に福祉避難所を設置し、災害時に障害者、高齢者の安全を確保すること。
8. 消防行政については、消防職員の増員等で、国の基準に照らして低い消防力を強化すること。

**（バリアフリーのまちづくりなどについて）**

1. 京阪萱島駅西側にエレベーターの設置をすすめること。ＪＲ東寝屋川駅エレベーターについては、西側からも利用できるよう、連絡通路の整備をすすめること。
2. 交通バリアフリー法に基づいた市のバリアフリー計画の策定を検討すること。
3. 公営住宅の整備をすすめること。新婚世帯・低所得者世帯への家賃補助制度をつくること。
4. 空き地を活用して、公園、緑地を計画的に整備すること。
5. 水道使用料、下水道使用料の引き下げと福祉減免を検討すること

市内商工業者の営業と農業振興

地域経済の発展をはかる

1. 大型店の出店を規制するための市条例の制定を検討すること。
2. 小規模企業振興基本法の具体化を市としておこなうこと。産業振興室の予算、人員などの体制を強化すること。
3. 小規模工事希望者登録制度を導入し、市内の中小零細業者に仕事をまわすこと。
4. 市の公共事業において、下請けまでの労働者の公正な賃金、適正な労働条件を定めるため、公契約条例の制定を検討すること。
5. 市として、市民の就職・雇用実態調査を行うこと。市内における雇用の拡充をすすめること。
6. 地域プレミアム商品券の発行を拡大すること。空き店舗対策など、商店街・市場の活性化につながる具体的な支援を強化すること。市として情報提供やコンサルタント費用助成など、支援を強化すること。
7. 市内事業所の経営実態調査や業者婦人の暮らし・健康・営業の実態調査を市職員によって行うこと。
8. 都市計画における「農地・農業の保全」を明確にし、農地を減少させない対策を講じること。農家の担い手対策を行うこと。
9. 農地所有者と十分な協議をすすめながら、市がかかわって、市民農園を大幅に増やすこと。農業ボランティア、地域住民による農業への参加など具体化をすること。

再生可能エネルギーの推進と

住民参加でごみ問題の解決を

**（再生可能エネルギーの推進について）**

1. 再生可能エネルギーの推進については、推進目標と導入計画を明確にするこ　　と。市民団体との共同で再生可能エネルギーの推進をはかること。
2. 公共施設に太陽光パネルを設置すること。当面、耐震化工事中の市民会館に設置すること。
3. 避難所への太陽光発電、水路などへの小水力発電、市有地での小風力発電などの設置を具体化すること。
4. 太陽光発電については、クリーンセンター周辺自治会に続いて、可能な自治会集会　所への設置をさらに広げること。

**（ごみの減量化などについて）**

1. ごみ減量のため、市民の理解と協力の下で、①紙の分別に取り組むこと。②生ゴミの水分を除去する取り組みをすすめること。
2. 事業所ゴミについては、分別収集項目を缶ビン以外にも広げること。
3. 高齢者・障害者・子育て世帯・低所得者の負担を増やし、ごみ減量の効果が認められないごみ収集の有料化はしないこと。

福祉施策を充実し

安心してくらせるまち寝屋川に

**（介護保険制度について）**

1. 特別養護老人ホームの待機者を解消できるよう、施設の新設をすすめること。待機者解消の年次計画を立てること。低所得者に対しての施設利用料の軽減措置を検討すること。
2. 地域包括支援センターは、中学校区に１か所をさらに増やすことを検討すること。専門職員を配置し、市が責任を果たすこと。
3. 要介護認定調査は高齢者の実態に見合ったものに改善すること。調査票は本人に渡すこと。３０日以内に認定し､一次判定結果は事業所にできるだけ早急に伝えること。
4. 市内介護事業所のヘルパーなど福祉労働者の待遇・労働条件を改善し、市民に責任を持って仕事ができるようにすること。

1. 要支援サービスを介護保険から切り離し、要介護１、２を施設入所の対象外とする改悪に対し、市として現行のサービス水準が低下しないようにすること。
2. 介護事業所での障害者の介護サービスについては、市として講習会などを計画し、ヘルパーの育成、スキルアップをはかること。

**（高齢者施策について）**

1. ふれあい入浴事業については、浴場組合の意見を聞いて見直し、浴場運営を支援すること。
2. 配食サービスは、低所得者が利用しやすいように、１食あたりの利用料の引き下げを検討すること。
3. まちかどデイハウス事業については、軽度の要介護者の介護サービスが抑制されないように拡充をはかること。
4. ２０１５年度スタートした高齢者向けバスカード補助事業の拡充を検討すること。

**（検診などについて）**

1. インフルエンザ予防接種の無料化を検討すること。
2. がん検診の受診率向上のため、①個別検診の拡充　②未受信者への個別通知の拡充　③無料化の検討をすすめること。

**（国民健康保険、後期高齢者医療について）**

1. 国民健康保険の窓口対応については、経済的困難をかかえる世帯などの実態に即して、必要な制度の説明や減免制度の紹介など、対応を改善すること。
2. 医療費一部負担金免除制度は､広報に掲載するなど制度の周知をはかること。
3. 国民健康保険の資格証明書・短期保険証の発行をやめること。
4. 後期高齢者医療の保険料滞納者への差し押さえはやめること。

**（生活保護について）**

1. 市民に対して生活保護制度の周知をはかること。ホームページ、ガイドねやがわの改善を行うこと。住民生活の実態を日常的に把握し、支援が必要な市民に対して積極的な対応をすすめること。
2. 保護決定（変更）通知書については、支給金額の内容等を具体的に示し、利用者が理解できるものに改善すること。
3. 不足している生活保護のケースワーカーを補充すること。相談援助機能の充実を図ること。
4. 生活保護申請をする意思がある市民に対して、相談ですまさず、市民の申請権を尊重し法に基づき申請を受けること。
5. 保護決定については、申請後２週間以内に決定すること。２週間を超える場合は、文書で理由を通知すること。緊迫状況にある市民が保護決定されるまでの期間に生活や健康に支障がないように対応すること。
6. 生活保護を必要とする人の利用抑制につながる「生活保護適正化ホットライン」はやめること。ポスターについては、本来の制度周知の内容を抜本的に見直すこと。
7. 生活保護利用者の小規模多機能施設の宿泊についても、日帰りと同様に自己負担なく利用できるようにすること。
8. 生活保護利用者の「居場所づくり」の具体化をはかること。就労支援に限定せず、ボランティア体験など、多様な形での自立支援にとりくむこと。
9. 生活困窮者の電気・ガスについては、滞納を理由に一方的な停止は行わないよう電気、ガス事業者に要請すること。
10. ホームレス一時宿泊事業の周知をはかること。

**（保育・子育て施策について）**

1. 保育料の減免制度を拡充し周知をはかること。当面、２０１５年度実施の激変緩和対策としての減免制度の継続を検討すること。
2. 保育所の保育時間を午前７時から午後８時にすること。
3. 公立保育所においても、一時保育・休日保育・夜間保育など保育需要に応えた施策を実施すること。
4. 保育所の給食調理は、アレルギー食、食中毒等に対応できる体制を確保すること。
5. 保育所の３才児以上の完全給食を実施すること。
6. 民営化した保育園・認定こども園については、職員配置をふくめ、保育水準を維持させること。
7. 公立保育所の老朽化した施設設備の改善、改修をおこなうこと。
8. 病児保育所を萱島、香里地域にも増設すること。利用者減免制度の創設を検討すること。
9. 児童虐待の対応や子育て支援をすすめる家庭児童相談室の体制、機能の拡充を図ること。社会福祉士は正規職員を配置すること。
10. 子育て支援センターを小学校区に１か所の設置をめざすこと。

**（障害者施策について）**

1. 障害児者のショートステイ「大谷の里」については１８才未満の障害児の受け入れを行うこと。専門職員の配置に努力すること。
2. 障害者の６５才問題にあたって、機械的に介護保険制度に移行するのではなく、生活実態をふまえ、柔軟に対応すること。
3. 地域生活支援事業の福祉用品については利用料の無料化を検討すること。
4. 障害児者の入所、通所施設の増設とショートステイなど在宅サービスを拡充し、十分な基盤整備をはかること。ケアホームの整備を推進すること。
5. 精神障害者が地域で暮らすための体験宿泊ができる体制を寝屋川市内に確保すること。
6. 精神障害者の実態把握をおこなうこと。地域生活支援センターが安定して運営できるよう助成を拡充すること。
7. 手話言語条例の制定を検討すること。

児童・生徒の人間的成長と

発達のために豊かな教育を

**（学校、幼稚園教育について）**

1. 小・中学校の特別教室・図書室・会議室などに冷暖房設備を設置すること。保健室に冷房のみの設置となっている学校については、冷暖房に改善すること。
2. 公立幼稚園については、３歳児からの入園、３０人以下の少人数学級をすすめること。また、教諭の欠員は正規職員で補充すること。
3. 学校の自主性を尊重し、入学式、卒業式などで「日の丸」・「君が代」の押しつけはしないこと。また、参加者の内心の自由を保障すること。
4. 学校警備員については、複数配置、長期休暇を含むすべての登下校時の配置、中学校への配置にするよう検討すること。
5. 子どもの生命と安全を守るため、学校園内の防犯設備の整備を行うこと。
6. 通学路の安全確保のために、交通指導員の増員と適正配置を行うこと。
7. 「小中一貫校」は設置しないこと。
8. 国の「全国・学習状況調査」、大阪府の「中学生チャレンジテスト」、市の「学習到達度調査」は中止すること。
9. 一人ひとりの児童・生徒の障害や成長にあった教科書・副教材が使用できるように予算をくむこと。
10. 英語教育「国際コミュニケーション科」の実施にあたっては、子ども・教職員や保護者からの意見聴取をふまえるとともに、教職員などの体制を確保すること。
11. 英語検定については、現場の教職員の意見を聞き、授業時間中の実施などについても見直すこと。また、英検の受検率を学校教育の施策指標にすることはやめること。
12. 教職員の労働安全衛生委員会を設置すること。産業医を配置しメンタルヘルスを含む健康安全の課題について､労使で具体的な改善をはかること。現状の各校の衛生推進者については教職員からの公募制を基本にし､実態をともなった制度に改善すること。
13. 各校に、教職員の更衣室・休養室を男女別に設置すること。老朽化した職員トイレの改修、規格に合わない(床面積）大人用トイレの改修、洋式トイレを設置すること。
14. 悪臭と老朽化のトイレの抜本改修を急ぐとともに、各校各階に洋式トイレを設置すること。
15. 肢体不自由児が在籍する学校にエレベーターや昇降機を設置すること。全校への障害者トイレの設置をすすめること。
16. 全校に児童・生徒の男女別更衣室を設置すること。
17. 温水シャワーを保健室と支援学級に設置すること。
18. 国の学校図書標準数を参考にして、学校図書費の大幅増額、学校図書室の拡充など、読書推進の整備充実を図ること。
19. 小学校の修学旅行の行き先については、各学校の自主性を尊重すること。
20. 小学校・中学校・幼稚園の学校園管理費、教育振興費などの予算を増額し、ＰＴＡ協力金などの保護者負担をなくすこと。
21. 学校園のプールやグランド、体育館の改修をすすめること。プールの年間複数校の改修年次計画を策定すること。可能な小学校に小プールの設置を検討すること。
22. 老朽化した学校園の大規模改修を行うこと。窓のアルミサッシ化をはじめ、中小規模の改修計画をすすめること。
23. 小学校の給食調理の民間業務委託は見直し、自校直営方式にすること。栄養職員の全校配置と給食調理員の増員をはかること。
24. 給食調理室のスポットクーラーは全校に設置すること。

**（図書館について）**

1. 図書館の業務委託計画は見直すこと。
2. 子ども図書室を市内に増やすこと。
3. 図書室を設置しているコミセンなどの公共施設については、市民が利用しやすいよう工夫をすすめること。
4. 市民の要望をふまえて､ＤＶＤやＣＤなど図書の充実をはかるための予算を増やすこと。
5. 専門職員の新規採用と適正配置を行うこと。
6. 市民や団体の意見や要望を反映させるために、図書館協議会を復活すること。

**（その他）**

1. 青少年の居場所スマイルの開会時間の拡充と、各地域でのこどもの居場所づくりを検討すること。
2. 「子どもの権利条約」を具体化するために、市民的議論をふまえ、「寝屋川市こどもの権利条例」の制定を検討すること。
3. 市の高校生奨学金制度の復活を検討すること。
4. 市内の学校園における、公害の影響などを把握し、学校園の環境と子どもと教職員健康を守ること。
5. 戦争資料、平和資料の収集に市として責任を持ってとりくみ、市民が学習できる平和学習室を設置すること。
6. 第二京阪道路の建設に伴い、発掘収集された文化財は、府文化財センターから譲り受け、市で管理して、市民への公開をすすめること。